

## 多治見市公私連携幼保連携型認定こども園 運営事業者募集要項

### 1 募集の趣旨

多治見市立旭ヶ丘保育園（以下「旭ヶ丘保育園」といいます。）は、現在指定管理者制度による運営を行っていますが、令和6年度末（令和7年3月31日）で指定管理の期間が満了することに伴い、令和7年度から幼保連携型認定こども園へと移行することとし、新たに幼保連携型認定こども園の運営を行っていただく事業者を募集します。

令和7年度からは従来の指定管理者としてではなく、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」といいます。）第34条の規定による公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする公私連携法人として募集を行います。

### 2 申請資格

申請できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とします。

- ア 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。
- イ 令和6年4月1日時点において保育所、幼稚園又は認定こども園の運営実績が少なくとも3年以上あり、現に運営していること。
- ウ 事業を遂行できる十分な資力、信用、技術的能力等を有し、継続的に安定した認定こども園運営を行うことができる者であること。

### 3 申請者の制限

次のいずれかに該当する法人は、申請者となることができません。

- ア 過去に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第58条第1項の規定による認可の取消し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第13条の規定による閉鎖の命令又は認定こども園法第7条若しくは第22条の規定による取消しを受けた法人
- イ 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う法人
- ウ 国税又は地方税を滞納している法人
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の決定を受けている者
- オ 代表者又は役員で禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

#### 4 スケジュール

公私連携法人選定に係るスケジュールは次のとおりです。

日程	内容
令和6年5月10日（金）	現地説明会
令和6年5月20日（月）	質問提出期限
令和6年5月31日（金）	質問回答
令和6年6月21日（金）	申請書の提出期限
令和6年7月上旬予定	プロポーザル審査
令和6年7月上旬予定	候補団体の決定
令和6年9月	議案提出（財産の無償貸付、譲渡）
令和6年10月	認定こども園設置認可届出の提出（県）
令和6年10月以降	協定締結
令和6年10月～令和7年3月	引継ぎ
令和7年4月1日	認定こども園運営開始

#### 5 申請手続

##### （1）現地説明会

募集要項に関する説明及び施設の状況等を確認していただくため、説明会を開催します。  
なお、現地説明会に参加しなくても、申請を行うことはできます。

日時：令和6年5月10日（金） 午後3時～

場所：旭ヶ丘保育園 遊戯室（多治見市旭ヶ丘8丁目29番地の43）

※別日程での説明会は開催しません。

※旭ヶ丘保育園への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

参加を希望する場合は、「現地説明会参加申込書（別紙様式1）」に必要事項を記入し、令和6年5月8日（水）まで（必着）に、多治見市役所子ども支援課まで提出してください。

提出は、郵送、窓口持参、電子メールいずれの方法でも可。

なお、現地説明会の参加は1団体につき3名までとします。

##### （2）質疑

質問がある場合は、令和6年5月20日（月）までに多治見市役所子ども支援課まで「質問書（別紙様式2）」を提出してください。（必着）

提出された質問に対する回答は、令和6年5月31日（金）までに多治見市ホームページにて公開し、個別には回答しません。

また、旭ヶ丘保育園への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

### (3) 公私連携法人指定申請書の提出

申請は、次の申請書を提出してください。申請に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担となります。また、提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。

- ア 公私連携法人指定申請書（様式3）
- イ 法人の状況（様式4）
- ウ 法人代表者の履歴書（様式5）
- エ 法人役員等名簿（様式6）
- オ 公私連携幼保連携型認定こども園の運営方針（様式7）
- カ 認定こども園事業計画書（様式8）
- キ 認定こども園収支予算書（様式9）
- ク 定款又は寄付行為の写し
- ケ 法人の全部事項証明書
- コ 法人の財産目録、貸借対照表（直近3年度分）
- サ 法人の資金収支決算書・事業実績報告書（直近3年度分）
- シ 法人の収支予算書・事業計画書（最新のもの）
- ス 法人の資産状況を明らかにする書類
- セ 就業規則の写し
- ソ 給与規程その他初任給、昇給条件等職員の処遇が分かる資料
- タ 人材確保、採用及び人材育成等に関する計画が分かる資料
- チ 国税又は地方税を滞納している法人に該当していない旨を証する書類（当該書類が官公署発行の証明書である場合は、本公募開始日の4月22日（月）以後に交付されたものに限りません。）
- ツ 法人指導監査結果報告書及び保育所等の指導監査結果報告書の写し（直近3年度分）
- テ 公私連携法人指定申請に関する誓約書（様式10）
- ト その他市長が必要と認める書類

### (4) 提出部数

正本1部、副本9部を提出してください。提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

### (5) 提出方法

直接多治見市役所子ども支援課窓口へ持参してください。郵送等は不可とします。

### (6) 申請に関する費用負担

申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(7) 申請書の著作権及び公表

申請書の著作権は申請者に帰属します。ただし、申請書類は複写することができるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

(8) 申請書の変更

市がいったん受理した申請書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

## 6 選定方法

ア 選定は、多治見市公私連携法人等選定委員会（以下「委員会」といいます。）を開催し、プロポーザル審査（書類及びプレゼンテーション）を行い、総合的に採点し選定します。

イ プロポーザル審査の開催日時等

日時：令和6年7月上旬（予定）

日時、場所、方式等については別途通知します。

ウ 評価項目は概ね以下のとおりです。

項目	評価視点
法人に関する事項	基本理念の考え方 必要な経営基盤を有しているか 人材確保策及び人材育成の考え方は適切か
事業内容、計画	資金計画、事業計画は適切な内容か 保育事業運営実績は十分か
園の運営	教育・保育内容は適切か 保育ニーズを十分に満たす定員が設定されているか 安全対策、衛生面への取組み内容は適切か 緊急時や苦情への対応は適切に行われるか 支援を必要とする園児の受入れ体制、実績はあるか
その他	市との連携協力体制を整えることができ、これまでの運営方針を踏まえた引継ぎは円滑に行われるか 明和幼稚園との連携、受入れへの配慮

## 7 協定の締結

認定子ども園法第34条第2項の規定により、公私連携法人の指定を行うにあたり、あらかじめ次に掲げる事項を定める協定を締結します。

- (1) 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- (2) 教育及び保育に関する基本的事項
- (3) 市による必要な設備の譲渡、貸付その他の協力に係る基本的事項
- (4) 協定期間（20年間）
- (5) 協定に違反した場合の措置
- (6) その他設置及び運営に関する必要な事項

## 8 財産の取扱い

### (1) 土地

公私連携幼保連携型認定こども園を運営している間は、土地を無償で貸付します。

### (2) 建物

現状の建物については無償で譲渡します。

建物の修繕、改修等が必要な場合は、公私連携法人の判断において行い、その費用についてはすべて公私連携法人の負担とします。

### (3) 備品

現状の備品については、多治見市が所有しているものはすべて無償で譲渡します。

現指定管理者が所有している備品については別途協議して決定します。

譲渡後に備品の処分や調達が必要な場合の費用についてはすべて公私連携法人の負担とします。

### (4) 協定終了時

協定期間が終了し、更新しない場合又は公私連携法人の事情により協定を途中で終了する場合は、公私連携法人の負担で建物・備品を撤去し、更地にして多治見市に土地を返還すること。

## 9 留意事項

### (1) 財産に関する多治見市議会の議決について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、多治見市が財産を無償で貸付、譲渡する場合には多治見市議会の議決が必要となります。令和6年9月議会への議案提出を予定しています。

### (2) 認定こども園の名称について

名称については、これまで長年地区で旭ヶ丘保育園として親しまれてきた経緯を踏まえ、地区名の「旭ヶ丘」を必ず入れてください。

### (3) 申請の辞退、選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず福祉部子ども支援課に辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退することは、理由の如何にかかわらず認められません。万一、選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、損害請求をすることがあります。

(4) 指定の取消しについて

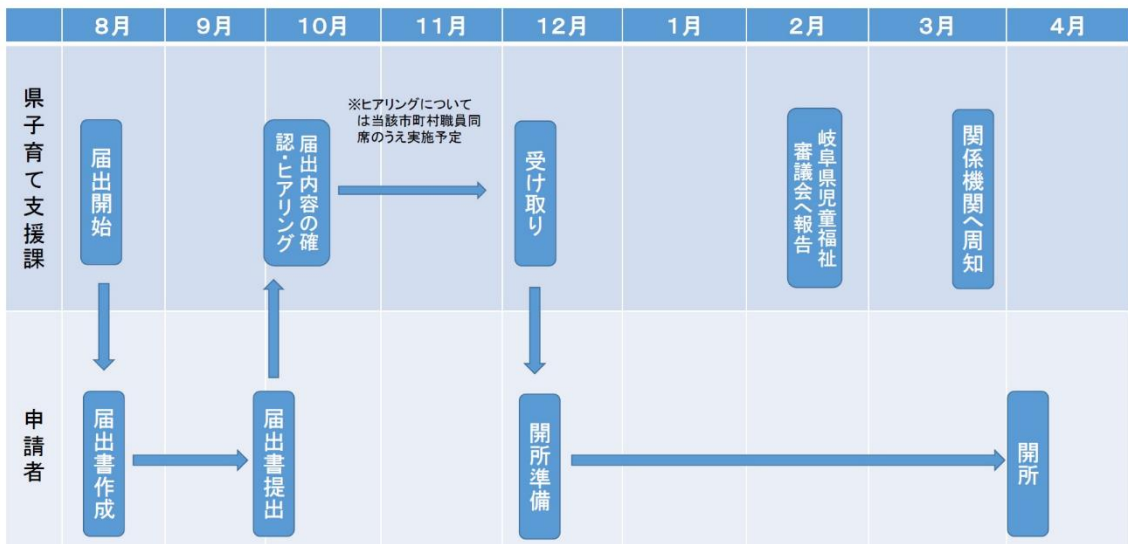
申請書類に虚偽の記載があった場合、または令和7年3月31日までに「3 申請者の制限」に定める事項に該当することとなった場合は失格とし、指定を取消します。この場合において損害が発生したとしてもすべて申請者の責によるものとし、多治見市は一切負担しません。

(5) 公私連携幼保連携型認定こども園設置の届出について

公私連携法人の指定後、速やかに認定こども園法第34条第3項に基づき、岐阜県知事に対して公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出を行う必要があります。

例年のスケジュールでは前年度の10月初頭には岐阜県知事に対して届出を提出する必要がありますので、選定手続が終了次第、あらかじめ準備を進めてください。

幼保連携型認定こども園(公立・公私連携)開所までのスケジュール



(5) 明和幼稚園との連携、受入れ

近隣の多治見市立明和幼稚園が、令和7年度末(令和8年3月31日)をもって閉園する予定です。明和幼稚園閉園時に在園している園児で、転園を希望される方を優先的に受け入れることができるよう入園調整をお願いします。

(参考 令和6年4月1日時点での明和幼稚園の入園人数)

3歳児(年少)	4歳児(年中)	5歳児(年長)	合計
4人	8人	7人	19人

10 引継ぎ

公私連携法人の指定後、旭ヶ丘保育園の現指定管理者と調整し、円滑かつ綿密に引継ぎを行い、園児及び保護者が安心して継続して保育できるような体制を十分に整えてください。

現在旭ヶ丘保育園で勤務している保育士で、本人が引き続き同園での勤務を希望してい

る場合は、極力受け入れることができるよう積極的に協議、調整してください。

また、現在旭ヶ丘保育園に在園している園児及び保護者に、新たに過度に負担が生じないよう、特に経済的負担（制服など）については十分に配慮してください。

## **1 1 その他**

審査に関し市が必要と認める場合は、追加の書類提出を求めることがあります。

## **1 2 問い合わせ先**

〒507-8787

多治見市音羽町1丁目233番地

多治見市役所子ども支援課 保育所・幼稚園グループ

電話番号 0572-23-5947（直通）

ファックス 0572-23-8577

E-mail:kodomosien@city.tajimi.lg.jp

<旭ヶ丘保育園の概要>

所在地	岐阜県多治見市旭ヶ丘 8 丁目 29 番地の 43
認可	1974 (昭和 49) 年 4 月 (2010 (平成 22) 年度から指定管理へ移行)
敷地面積	公簿 : 2,653.21 m <sup>2</sup>
施設の構造	鉄骨造 1 階建 740 m <sup>2</sup> (S49 築) 280 m <sup>2</sup> (S51 増築) 総延床面積 1,020 m <sup>2</sup>
施設の状況	ほふく室 いちご① 83.8 m <sup>2</sup> 保育室 いちご② 45 m <sup>2</sup> さくら 45 m <sup>2</sup> すみれ 45 m <sup>2</sup> たんぽぽ 45 m <sup>2</sup> ひまわり 45 m <sup>2</sup> ゆり 45 m <sup>2</sup> まつ 45 m <sup>2</sup> 屋外遊技場 1,245.2 m <sup>2</sup> 職員室 55.1 m <sup>2</sup>
認可定員	200 人
利用定員	104 人
現園児数 (R6.4.1)	74 人 (1 歳 6 人、2 歳 11 人、3 歳 18 人、4 歳 20 人、5 歳 19 人)
保育時間	午前 7 時から午後 7 時まで (月曜日～土曜日)
駐車場	隣接する旭ヶ丘公民館駐車場と共用 (約 50 台) ※職員用駐車場はありません
備考	耐震補強工事 2016 (平成 28) 年 10 月 大規模修繕 2018 (平成 30) 年 3 月



